参考資料１

新小笠原諸島振興開発計画

（平成１１年６月１５日内閣総理大臣決定
平成１１年６月１８日閣　議　報　告）

第１　基本方針

１　計画策定の意義

小笠原諸島に対しては、昭和４４年以来小笠原諸島復興特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく復興事業、振興事業及び振興開発事業を実施し、基幹的な施設の整備等については相応の成果をあげてきた。

しかし、同諸島は、本土から遠く隔絶した外海離島という厳しい自然的条件等のため、自立発展の基礎を確立するために必要な諸条件の整備が十分に達成されたとは言い難く、住民の定着、産業の振興、空港整備をはじめとした交通手段の改善等引き続き解決すべき課題がある。

また、広大な圏域、豊かな自然環境や資源等を有する小笠原諸島について、その特性と発展可能性を広く活用し、環境と調和した振興開発を図ることは、今後の我が国経済の発展と国民福祉の向上にとっても有益である。

したがって、平成１１年度以降においても、振興開発計画（平成６年６月２４日内閣総理大臣決定）の成果を踏まえて、新たな振興開発計画を策定することとし、これに基づく諸施策を推進することにより、島民の定住及び生活の安定と地域の自立発展を図る。

２　計画期間

計画の期間は、平成１１年度から平成１５年度までの５箇年間とする。

３　計画の目標

（１）基本方針

小笠原諸島の自然的特性と発展可能性を活用した産業の振興や地域社会の基盤整備の促進等を図ることにより、島民の定住と生活の安定及び地域の自立発展を促進し、豊かで生きがいのある地域社会の実現を目指すとともに、国民経済及び国民福祉の向上に寄与するものとする。

（２）目標人口

平成１５年度末人口は、短期滞在者を含め、約３，０００人と想定し、うち常住人口は約２，５００人を予定するものとする。

4　島別の対処方針

父島及び母島については、各種振興開発事業を実施・推進するものとする。
硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることにかんがみ、集団移転事業に類する措置を推進するものとする。
その他の島しょについては、その保全と利用について所要の調査検討を行い、自然公園法等との調整を図りながら適切な措置を講ずるものとする。

第２　土地利用計画

土地利用計画については、次の用途区分に基づいて行うものとし、その地域区分及び面積は、おおむね次表及び次図のとおりとする。
また、土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、土地利用の規制方策や特別賃借権のあり方等を検討する。

１　集落地域

父島については、大村、清瀬、奥村地区並びに扇浦の一部及びその周辺地区を集落地域とする。
母島については、沖村地区並びに静沢の一部及びその周辺地区を集落地域とする。

２　農業地域

農業の集団化が可能な地域を農業地域とするものとし、父島については境浦、吹上谷、扇浦、洲崎、二子、小曲、長谷、北袋沢、時雨山地区、母島については、蝙蝠谷、船見台、静沢、大谷、船木山、評議平、中ノ平、南崎地区を農業地域とする。
なお、農用地として適する区域については、調査検討の上、新たに農業地域に編入するものとする。

３　自然保護地域

小笠原諸島の優れた自然景観を保護し、学術上貴重な動植物、地質地形等を保全するために必要な地域及び森林として管理保全することが必要な地域を自然保護地域とする。

４　その他地域

上記の地域以外に各種の利用が想定される地域等をその他地域とする。

土 地 利 用 面 積 表

（単位：平方キロメートル）

島別 地域区分	父　島	母　島	兄　島	その他の 島しょ	計
集 落 地 域	1.07	0.22	－	－	1.29
農 業 地 域	3.46	3.05	－	－	6.51
自然保護地域	17.49	15.49	4.66	29.81	67.45
その他地域	1.97	2.04	3.19	23.73	30.93
計	23.99	20.80	7.85	53.54	106.18

（注）１　父島、母島及び兄島の面積には、附属島を含まない。
　　　２　「その他の島しょ」の「その他地域」の数値は、硫黄島、沖ノ鳥島及び南鳥島の全域の面積である。
　　　　なお、「その他の島しょ」の「自然保護地域」には、北硫黄島を含む。

父島・兄島土地利用計画図

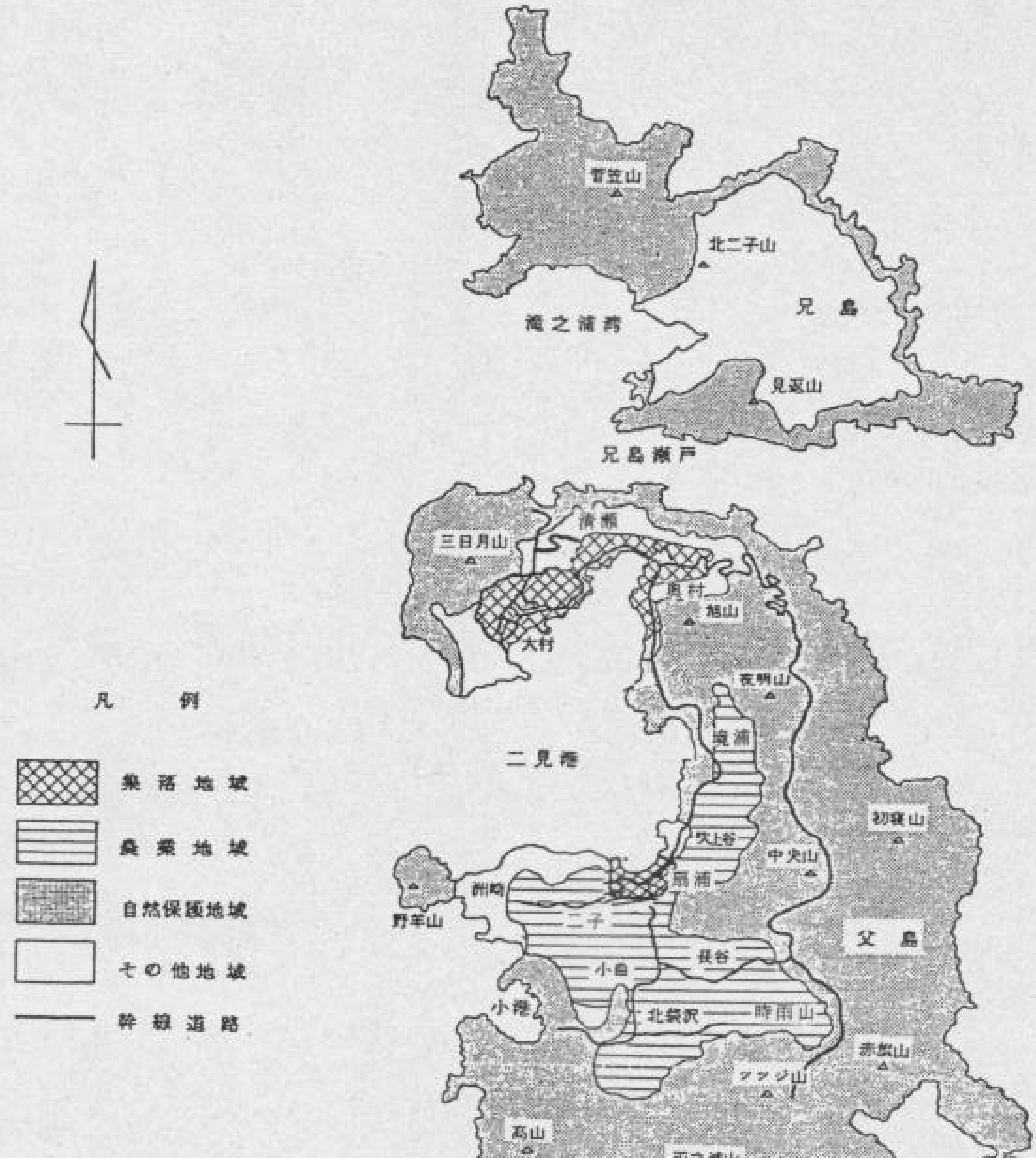

母 島 土 地 利 用 計 画 図

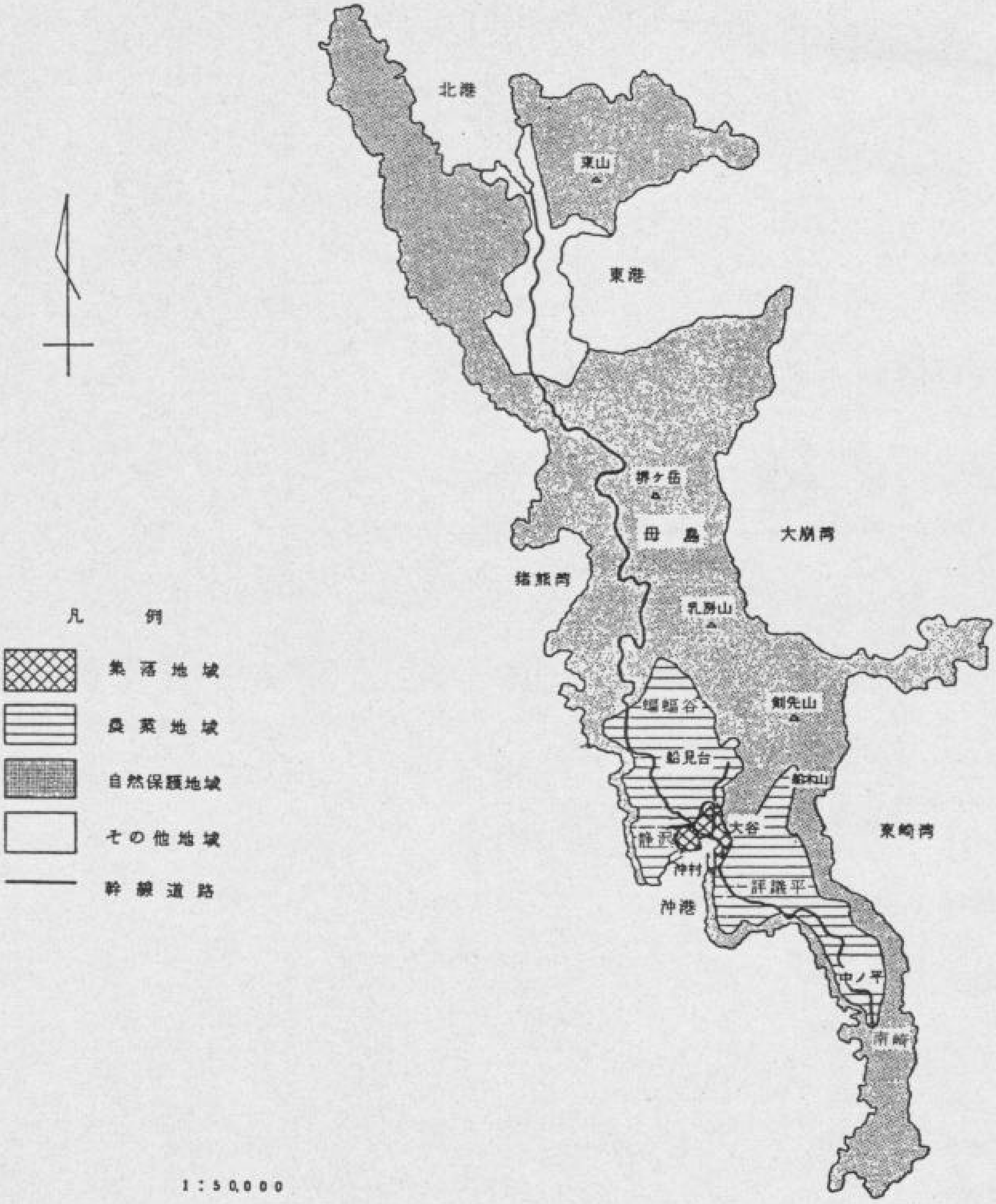
北港
東山
東港
堺ヶ岳
母島
大崩湾
猪熊湾
乳房山
蝙蝠谷
剣先山
船見台
東崎湾
静沢
大谷
沖村
評議平
沖港
中ノ平
南崎
凡　例
集落地域
農業地域
自然保護地域
その他地域
幹線道路
1 : 50,000
1000m 500m 0 1000 2000 3000m

第３　新振興開発事業計画

小笠原諸島において実施する振興開発事業は、次のとおりとする。

なお、事業の実施に当たっては、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、公害の防止及び自然環境の保全に配慮する。

１　交通施設及び情報通信体系の整備

本土・小笠原諸島間、同諸島間及び各島内の交通施設の整備並びに情報通信体系の整備を図るため、次の施策を講ずる。

（１）港湾整備

父島二見港については、老朽化した港湾施設の改築等、施設の充実を図るとともに、マリーナの整備を行う。

母島沖港については、外郭施設及び環境整備施設等を整備する。

（２）空港整備

島民生活の安定、産業の振興及び特有の亜熱帯気候や我が国南端の地理的特性を生かした振興開発に資するため、自然環境の保全に十分配慮しつつ、適切な空港計画の策定、費用負担等の諸課題を解決した上で、その事業化を目指す。

（３）道路整備

都道２４０号・２４１号線及び村道扇浦地域線等の整備を行う。

（４）船舶整備

利用者の利便と産業の振興を図るため、東京、父島間及び父島、母島間の航路の改善について検討する。

（５）情報通信体系の整備

情報化社会に適応する情報通信体系の導入・改善を図る。

２　産業の振興及び観光の開発

小笠原諸島の基幹産業としての農業、水産業及び商工業の振興並びに観光の開発を図るため、次の諸施策を講ずる。

（１）農業の振興

旧島民の帰島促進とあわせて、新島民の受入れ及び後継者育成のための諸施策を講じて規模を拡大するとともに、花き、観葉植物、野菜、果樹等の生産を振興し、特産地の形成を図る。

このため、農地及び農業用水の確保、流通体制の整備、農業技術の改善・普及等を重点に次の諸施策を推進する。

ア　生産基盤整備

ほ場、農道、水利施設等の生産基盤を整備する。

イ　生産対策

アフリカマイマイ、その他の病害虫の防除等を推進するとともに、自然災害から作物を保護するため農業生産施設を整備する。

また、家畜導入等により土壌改良、地力の維持増進のための施策を実施する。

ウ　協業化対策

共同利用施設の整備等により協業化を促進し、農業協同組合の育成・強化に努める。

エ　試験研究

適作目の選定、優良品種の導入、栽培・加工技術及び営農形態の確立、実証的農業経営の指導、有畜農業の育成等の試験研究を充実するとともに、亜熱帯農業センター等の試験研究施設を整備・充実する。

オ　経営指導

営農研修、モデル農家の設定等営農指導を強化し、営農研修施設を充実するとともに、亜熱帯農業センター等の試験研究の成果の活用に努める。

（2）水産業の振興

旧島民の帰島促進とあわせて、新島民の受入れ及び後継者育成のための諸施策を講ずるとともに、漁船規模の適正化・近代化、漁港施設整備、増養殖漁業の振興、流通体制の整備、漁業技術の改善普及、水産加工業の拡充等を重点に次の諸施策を推進する。

ア　漁業基盤整備

二見漁港及び沖港の機能の強化を図るため、漁港、漁業関連施設を整備するとともに、母島漁港を整備する。

また、漁港の環境向上及び水域の環境保全を図るため、漁港環境整備を推進する。

なお、安全操業の確保のため、避難施設の整備を図る。

イ　協業化対策

共同利用施設の整備等により協業化を促進し、漁業協同組合の育成・強化に努める。

ウ　試験研究

漁場の開拓、漁業資源及び漁法の開発、増養殖漁業の育成等の試験研究を充実するとともに、水産センターを整備・充実する。

エ　経営指導

水産資源の調査、漁具及び漁法の改良・普及等を推進し、経営指導を強化するとともに、水産センター等の試験研究の成果の活用に努める。

（3）商工業の振興

商工業は、島民生活、観光客に対するサービスの根幹であり、経営基盤の強化、流通体制の整備を図るため、次の諸施策を推進する。

ア　商工業基盤整備

漁業資源や島内果樹を活用した地場産品等の生産の拡大と品質の向上を図り、新商品の開発を促進する。

イ　経営指導

商工会の育成に努め、経営指導体制を強化する。

（4）観光の開発

亜熱帯性の温暖な気候と豊かな自然を生かした海洋性リゾート地域として開発し、観光の振興による地域の活性化を図るため、自然環境の保全に配慮しつつ、本土とのアクセスを改善し、地場産業を活用したみやげ品を開発するとともに、次の諸施策を推進する。

ア　観光客受入態勢の整備

観光客のニーズに応じた魅力ある宿泊施設の整備、各種のイベントの開催、関係団体の育成等により観光客数の増加を図る。

また、島内交通の整備により観光客の利便を図る。

イ　観光関連施設の整備

恵まれた海洋性の自然を活用したダイビング、フィッシング等マリンスポーツのための施設を整備する。

なお、二見港においては、マリーナ等海洋レクリエーション施設の整備を行い、また、母島沖港においては、環境整備施設を整備する。

その他、緑化の推進や街なみ整備により海洋性リゾート地域にふさわしい景観造りを行うとともに、豊かな自然に親しめるよう案内標識、遊歩道等の自然公園施設を整備する。

3　生活基盤施設の整備等

住民の定着、住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、次の諸施策を講ずる。

（1）住宅の整備

人口の増加に対応するとともに、自然条件及び島民生活の様式に適合した小笠原住宅等の整備を促進し、老朽化した小笠原住宅等の建替を推進する。

（2）生活環境施設の整備

生活環境の向上を図るため、ダム等の水資源開発施設及び簡易水道を整備するとともに、地域し尿処理施設及びごみ処理施設等を整備し環境衛生の向上及び海洋汚染の防止を図る。

（3）市街地又は集落の整備

秩序ある快適な市街地又は集落の形成を図るため、都市公園等を整備するとともに、景観に配慮したまちづくりを推進する。

なお、父島扇浦の一部及びその周辺地区並びに母島静沢の一部及びその周辺地区については、所要の整備を行う。

（4）医療の充実

医療サービスの確保向上を図るため、診療所の施設等を整備するとともに、管理運営体制を充実する。

また、救急患者の搬送等救急体制の維持・充実を図る。

（5）社会福祉の充実

住民の健康増進、地域コミュニティの形成を目指して、コミュニティ施設を整備する。

また、高齢化社会に対応するため、地域の拠点施設として高齢者福祉施設を整備するなど社会福祉施策の充実を図る。

4　教育及び文化の振興

公立学校の施設並びに社会教育施設の整備・充実を図る。

また、住民生活の文化的向上のため、多目的な機能を備えた文化施設を整備するとともに、貴重な文化財等の保護に努める。

5　自然保護

小笠原諸島は、優れた景観、固有かつ稀少な野生動植物等の多彩な自然を有していることから、その適正な保護・活用を図るため、自然公園法等の適正な運用を図ると

ともに、調査研究及び普及啓発等に関する施策を充実する。

6　防災及び国土保全

消防防災施設設備を整備するとともに、台風常襲地帯である小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、河川改修、ダム、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全に係る施設を整備する。

7　硫黄島対策

一般住民の定住は困難であることにかんがみ、集団移転事業に類する措置を引き続き推進する。

8　その他

（1）金融対策
住民生活の安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため金融制度の充実を図り、特別の金融対策を講ずるとともに、農業協同組合及び漁業協同組合の信用事業の育成・強化を図る。

（2）電力の確保
電力需要の増大に対処し、電力供給施設の増強を促進する。

（3）各種調査の実施
計画の推進に必要な各種調査を実施する。

第4　むすび

この計画を達成するためには、国の特別措置に加え、都及び村の努力はもとより、住民の自治意識に基づく積極的な参加と努力及び地価の安定に対する配慮が必要である。